

日本獣医師会小動物臨床部会  
学校飼育動物委員会報告

## —子どもの心を育てる学校での動物飼育—

平成 19 年 7 月

社団法人 日本獣医師会

# 目 次

# —子どもの心を育てる学校での動物飼育—

## (学校獣医師制の必要性と各地の活動事例)

わが国では、動物愛護教育のみならず、子どもたちに命の大切さを実感させ、責任感、社会性、協調性、優しさ、思いやり、忍耐力、観察力、探究心などを育成し、心の癒しや人間関係改善を目的として、9割の小学校がウサギ、ニワトリなどの動物を飼育している。このような動物を学校飼育動物と称し、小学校と中学校の学習指導要領では学校飼育動物及び生命尊重の指導を、また、学習指導要領解説生活編では動物の飼育に当たっての獣医師との連携の必要性を記載している。

一方、教員養成課程では、動物飼育に関する指導はほとんど行われず、多くの教員は、動物飼育に関する知識や技術を身につけていない。教員養成課程において、動物飼育に関する内容を生活科や理科及び道徳の指導法等の中で取り扱うことが重要である。また、教員及び管理職の研修に学校飼育動物の飼育や有効な利用に関する事項を取り入れることが重要である。

さらに、学校飼育動物の適正飼養、飼育施設・設備の整備、飼育者の健康被害の発生防止については、獣医師の指導・助言などの支援が欠かせないことから、例えば、獣医師を学校保健法が定める学校保健技師として配置するなどにより獣医師が学校教育において学校飼育動物に係る際の立場を明確にしておくことが重要である。

学校飼育動物の有効な利用は、教員の教育・研修と、獣医師の関与の仕組みの問題とともに、各地域において教育委員会と獣医師会が連携し、適正な飼育と有効な利用について地域内の学校を支援する具体的な仕組みを構築することが重要である。このような連携が有効に機能している例は各地に見られるようになったが、まだその動きは始まったばかりであり、特に教育委員会の理解と協力を得てその一層の推進を図ることが重要である。

日本獣医師会は、学校飼育動物活動の円滑な推進と健全な運営に資するため、平成17年5月、学校飼育動物活動の推進について—活動の経過と事業推進の指針—（日本獣医師会学校飼育動物委員会報告）を作成し、文部科学省、都道府県教育委員会等関係機関に送付した。

今回、日本獣医師会の学校飼育動物委員会は、学校飼育動物活動の推進にお

ける学校獣医師制（学校飼育動物活動の円滑な推進のための学校と獣医師の連携体制の確保）の実現に向けさらに検討を進めるとともに、学校飼育動物活動を積極的に推進している地域の状況を活動事例としてとりまとめた。

わが国では約9割の小学校が飼育舎でウサギ、ニワトリなどの動物を飼育しているが、このように国内各地の小学校において教員の指導のもとに子どもたちが動物を飼育し、動物愛護の教育を行っている国はほかにはあまり例を聞かない。わが国の小学校教育では身近な自然の観察、植物の栽培、動物の飼育などを通して生き物を大切にする教育が行われてきた歴史があり、現在でもその伝統が小学校や幼稚園での動物飼育に受け継がれているといえる。

学校飼育動物とは「学校で教育の目的を達成するために飼育されている動物」と定義できるが、飼育舎だけでなく教室内や廊下などで飼育されている動物、さらには幼稚園や保育園で飼育されている動物なども含むと解釈できる。

平成18年6月に改正・施行された動物の愛護と管理に関する法律（新動物愛護法）では、対象となる動物は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物などの人との関わりのある動物とし、ほ乳類、鳥類、爬虫類に属するものとしている。

また、新動物愛護法に基づき環境省告示として定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、「管理者は、動物の飼養及び保管が獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう務め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること」と示されている。したがって学校の管理者である校長や教育委員会に適切な飼養と保管が要求されるのは、新動物愛護法で対象とされているほ乳類、鳥類、爬虫類に限定できると解釈できる。しかし、学校には教育目的のために両生類や魚類も飼育されており、それらも含めて学校飼育動物と解釈することが妥当であろう。

なお、学校で教育の一環として動物を飼育し、様々な教育活動に活用することの意義は次のように整理できる。

- ・子どもたちが命の大切さを実感できる
- ・子どもたちに責任感を育成できる

- ・子どもたちに社会性・協調性を育成できる
- ・子どもたちに優しさ、思いやり、忍耐力を育成できる
- ・子どもたちの心の癒しや人間関係改善の場となる
- ・子どもたちに動物に対する観察力、探究心を育成できる

小学校の教育課程は、学校教育法施行規則第24条により「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成する」と示されている。そして、各学校の教育活動は、学習指導要領に示された内容に則って行われている。

小学校と中学校の学習指導要領で学校飼育動物及び生命尊重の指導に関わる内容について整理すると以下のようなになる。

#### ア 生活科

小学校に入学した1年生及び2年生は「生活科」で生き物と関わることになる。学習指導要領では生活科の目標は3つ示され、その1つとして次のように記述されている。

(2) 自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心を持ち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにする。

また、生活科の内容は8項目が示されているが、その1つとして動物飼育に関して以下のように記述されている。

(7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命を持っていることや成長していることに気付き、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする。

この時期の子どもたちは、動物と触れ合うことに強い興味や関心を持っている。しかし、子どもたちがこれまでに動物と関わった体験は多様である。絵本や図鑑、テレビなどから得た情報が中心であり、生きている動物と直接触れ合ったり、育てたりした経験のない子どももいれば、幼稚園や自宅で様々な生き物と関わりを持ってきた子どももいる。また、動物に対

するアレルギー体質の子どもがいる可能性もある。動物飼育を始める場合には子どもたちの実態を事前によく把握してから始めることが大切である。

文部科学省が編集している学習指導要領解説生活編には、健康な動物との関わり、アレルギーや感染症に対する対応について獣医師との連携の必要性を明確にし、次のように記述されている（下線は筆者による）。

小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、地域の獣医師と連携して、動物の適切な飼い方についての指導を受けたり、常に健康な動物とかわることができるようになる必要がある。また、動物や植物に対するアレルギーや感染症などについても、事前に保護者に尋ねるなどして十分な対応を考えていく必要がある。

#### イ 小学校理科

現在、理科は小学校3学年から指導されている。学習指導要領では理科の目標は各学年ごとに3つ示されており、生物に関する目標は次のように示されている。特に理科では生物愛護や生命尊重の態度の育成が示されている（下線は筆者による）。

##### ○第3学年

###### 目標

- (1) 身近に見られる動物や植物を比較しながら調べ、見いだした問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、生物を愛護する態度を育てるとともに、生物の成長のきまりや体のつくり、生物同士のかかわりについての見方や考え方を養う。

##### ○第4学年

###### 目標

- (1) 身近に見られる動物の活動や植物の成長を季節と関連付けながら調べ、見いだした問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、生物を愛護する態度を育てるとともに、動物の活動や植物の成長と環境とのかかわりについての見方や考え方を養う。

##### ○第5学年

###### 目標

- (1) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長などをそれらにかかわる条件に目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的

に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、  
生命の連続性についての見方や考え方を養う。

○第6学年

目標

- (1) 生物の体のつくりと働き及び生物と環境とを関連付けながら調べ、見いだした問題を多面的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き及び生物と環境とのかかわりについての見方や考え方を養う。

理科の生物に関する目標は3、4学年では「生物を愛護する態度を育てる」と示され、5、6学年では「生命を尊重する態度を育てる」となっている。これは理科の指導内容と子どもの発達段階を考慮して仕分けられている。3、4学年では実際に植物の栽培や動物の飼育を継続的に行い、成長の決まりや環境との関わりなどについて体験的に学ぶことになっている。この過程で栽培している植物や飼育している動物を中心に生物を愛護する態度を身につけることを目指している。5、6学年では、栽培や飼育活動よりも生命の連続性や生物・ヒトの身体づくりや機能などに学習の重点が移るので、具体的な生物個体よりも幅広く生物一般に広げて理解することになるので生命という抽象的な概念理解へと発展させることを目指している。

理科では、枯れて種子を残す植物や卵を産み死ぬ動物などの生命の連続性及び植物が動物の餌となる食物連鎖などの内容で「生」と「死」とを対比してとらえさせ、生物が関わり合っていることでの理解を深めるとともに、実感を持たせるような指導が期待される。生き物に対する正しい理解に加えて、生命を尊重する態度を育てるように指導することが大切であり、飼育舎で飼育している小動物を理科の発展的な学習の指導内容・教材として取り入れることも考えられる。

ウ 小学校家庭、体育

教科としての「家庭」は、5、6学年で指導されている。家庭では調和のよい食事の取り方や調理について学ぶ中で食材となる生き物と自分たちの命との関わりについて理解させることが必要である。

また、体育の保健分野は3学年から指導されている。保健では健康な生活と病気の予防、偏りのない食事や衛生などの望ましい生活習慣について理解し、身につける指導が自他の生命を大切にすることと関わっている。

## エ 小学校道徳

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育成し、日々の生活に行かせるように指導することが求められている。学習指導要領では、道徳の内容は2学年ごとに示されている。その内容は4つの柱からなり、その中の「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」に生命尊重に直接的に関係する項目が記述されている。

### ○第1学年及び第2学年

(1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

(2) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。

### ○第3学年及び第4学年

(1) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。

(2) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

### ○第5学年及び第6学年

(1) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。

(2) 生命がかけがいのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

生命を尊重する心と態度を育むことの重要性は誰もが認めるところであり、道徳の授業において最も重視すべき指導内容のひとつであると言える。しかし、その指導において重要なことは「命は大切です」「命を大切にしましょう」ということを言葉でわかった気にさせるだけでなく、小動物を可愛がって大切にする飼育を続けることにより、飼育することの大変さや生命の重みを実感できるように指導することであろう。

「実物に勝る教材はない」とよく言われるが、飼育体験を続ける中で様々な感動や驚き、悲しみなどを体験したり、予想外の出来事に遭遇したりすることなどにより生命の偉大さや大切さ、及び調べることや学ぶことの必要性をしっかりと認識することができるであろう。

## オ 中学校理科、道徳

中学校の理科では、生物や生命現象について理解させ、科学的な見方や考え方を養うことが目標となり「生命を尊重する」というような文言は含まれていない。しかし、生物分野の指導においては常に生命尊重の視点を



忘れずに知識理解を深め、科学的なものの見方や考え方を育成することが大切である。

中学校の道徳では、4つの内容が示されており、「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」には次のように示されている。

- (1) 自然を愛し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
- (2) 生命の尊さを理解し、かけがいのない自他の生命を尊重すること。

中学生の時期は多感で感覚的に鋭い時期であり、自分の気持ちを的確に表現できず、情緒が不安定になったり、ムカつき、キレやすい時期でもある。生徒達は、時には弱いものや動物などに当たり散らしたり、逆に動物に心癒されることもある。中学校では、学級として動物を飼育し、生徒間の人間関係づくりに活用したり、学級の雰囲気や和ませ、生徒の心を癒す役割を持たせることも必要であろう。

現在、約9割の小学校で動物を飼育している。また学習指導要領において生活科や理科の内容に動物の飼育に関わる記述がある。しかし、教員養成課程では、動物飼育に関する指導はほとんど行われていない。したがって、学校で飼育されている動物の飼育担当となった教員の大部分は、動物の飼育に関する正確な知識や技術を身につけていないまま学校で飼われている動物の飼育を任されたというような状態であると言える。教員養成課程では、動物飼育に関する内容を生活科や理科及び道徳の指導法等の中で取り扱うことが重要である。その内容としては、動物飼育の意義、動物飼育の方法と管理、感染症等への対応、動物を活用した指導のあり方、動物とのふれあい体験などが考えられる。指導者としては地域の獣医師会の会員に講師を依頼して集中講義のような形式で行うことが現実的な改善策といえよう。

学校飼育動物を活用した教育は今後一層重視されることが予想される。また、学校で飼育されている動物たちの飼育環境が適切でないまま放置されていることが問題になることがあるが、それは教員の飼育に関する理解

不足などによる場合が少なくない。教員として動物飼育に関する知識や動物を介した指導の在り方などについて学び、理解し、実践することが求められている。

教員は、初任者研修に始まる様々な研修の機会が与えられている。自ら積極的に研修に参加することが期待されているが、校外及び校内の研修計画に「学校飼育動物の飼育のあり方、動物を活用した教育活動のあり方」などについての研修を取り入れることや、管理職の研修では「学校飼育動物の適切な管理と飼養に関する管理職の役割、動物飼育を通しての生命尊重教育の展開」などについての研修を取り入れることが重要である。

学校における動物飼育に対し獣医師としての支援を行うに当たって必要な知識の大半は、獣医学教育課程における生理、解剖、病理、微生物、診断、治療、衛生、公衆衛生、人と動物の共通感染症、関係法令、動物愛護、獣医師倫理等の科目を通じて習得される。

一方、現在の教育課程において不足しているのは、学校において動物を飼育することの教育上の意義と、これに対して獣医師がどのような方法で支援を行うべきかについての知識である。重要なことは、次の世代を担う人材の育成の一端を担うことが獣医師の社会的責任であることを認識し、積極的にその知識を身につけてこの事業に参加すべきであることを学生に理解させることである。しかし、現状でさえ過密なカリキュラムの中で多くの時間を割くことは困難であり、適切な授業を行うことができる教員が不足している状況では、外部から講師を招いて集中講義を行うと共に、獣医師倫理等の関連科目の中でもその意義と方法についての知識を授けることを、全国大学獣医学関係代表者協議会等を通じて、各獣医学系大学に徹底すべきであろう。また、そのための適切な教材を準備することも必須である。

学校での動物飼育を適切なものとし、教育活動に最大限に利用できる環境を整備するための学校獣医師の役割について述べる。

獣医師と学校飼育動物の関与に関連するものとしては、以下の法律があげられる。

ア 獣医師法（昭和 24 年 6 月 1 日、法律第 186 号）

獣医師法においては、獣医師の任務を、飼育動物（ほとんどの学校飼育動物が含まれる。）に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を司ることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする旨規定されている。

学校における動物飼育に当たっては、動物の診療のみでなく、適切な保健衛生指導を受けるためにも獣医師との連携を密にし、動物飼育による教育効果を最大限引き出せるよう配慮する必要がある。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日、法律第 105 号）

動物の愛護及び管理に関する法律においては、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等が行われる場所の例示として、「学校、地域、家庭等」と明記され、学校における動物飼育が動物愛護と適正飼養に果たす役割を重視している。

また、動物の所有者又は占有者は、①動物を適正に飼養・保管することにより、動物の健康・安全を保持し人への危害・迷惑を防止するように努める、②動物に起因する感染性の疾病に関する知識習得、③所有する動物への所有の明示等に努めなければならない旨規定されている。

さらに、愛護動物（魚類、両生類、無脊椎動物を除くほとんどの学校飼育動物が含まれる）をみだりに殺し、傷つけた者、給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者、遺棄した者には罰則が適応される旨規定されている。

これらの規定遵守し、法律の趣旨にしたがって適正に動物に飼育するためにも、学校における動物飼育に当たっては、必要に応じて獣医師が教員を補佐する形で行うことが望まれる。

ウ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年 6 月 1 日、法律第 166 号）

家畜伝染病予防法においては法の対象となる家畜（ニワトリ、アヒル、ウズラ、ウサギ、めん羊、山羊等の学校飼育動物が含まれる。）の伝染病の発生予防、まん延防止のための疾病の届出、隔離、検査、注射、薬浴、消毒、と殺・殺処分等の措置について規定されている。

担当教員は、家畜の伝染病の防疫の意義と家畜防疫を実施するためにとられるさまざまな措置について理解し、問題が生じた際に直ちに報告、相談ができるよう、平常時においても、獣医師との連絡体制を確保しておく必要がある。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日、法律第 114 号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、法の対象となる感染症（鳥インフルエンザ等さまざまな人と動物の共通感染症が含まれる。）の発生予防、まん延防止のための疾病の届出、消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等の措置について規定されている。

担当教員は、家畜伝染病予防法への対応と同様に、人と動物の共通感染症の防疫の意義とその予防のためにとられるさまざまな措置について理解し、問題が生じた際に直ちに報告、相談ができるよう、平常時においても、獣医師との連絡体制を確保しておく必要がある。

オ 学校保健法（昭和 33 年 4 月 10 日、法律第 56 号）

学校保健法に基づき学校には学校医が置かれているが、教員や学校医と獣医師との接点はあまりないので、学校に設置されている学校保健委員会等の場に獣医師が参加する等して学校飼育動物に関する情報交換を行う必要がある。

具体的には、各学校が学校保健委員会の年間活動計画を策定する際に、学校で飼育する動物の健康管理や適正飼育指導に地域の獣医師会の支援を得ることを明記することが考えられる。

学校その他、地域にも保健委員会はあるが、獣医師が参加するに当たっては、その目的を明確にし、事前に自治体、学校、医師会等と調整を図る必要がある。

また、学校保健法においては、都道府県教育委員会に学校保健技師を配置することができる旨規定されており、同技師として獣医師を配置することができれば、学校飼育動物の適正飼養の推進に資することになると思われる。

なお、学校保健法に基づいて定められる「学校環境衛生の基準」において、飼育動物の施設・設備の適正な維持に関する規定がなされており、施設・設備の整備に当たっても、獣医師の指導が望まれる。

学校飼育動物に対する獣医師の係わりについては前述のような法的裏付けがあるものの、より明確な規定が必要である。

その方策として、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき都道府県教育委員会に配置される学校保健技師として、獣医師資格者の民間委嘱を推進し、将来的には全国の小学校に獣医師資格者を「学校獣医師」として必置するよう法整備を行うことにより「学校獣医師制度」として確立することが望まれる。

## ア 学校獣医師の公衆衛生上の役割

学校獣医師の公衆衛生上の役割は、学校で飼育する動物の健康の保持と飼育者への健康被害を防ぐために、獣医公衆衛生学的立場から学校に対して「学校飼育動物の健康と衛生管理」や「飼育者等への健康被害防止」に関して助言し、支援することにある。

以下に学校飼育動物の衛生管理、ならびに公衆衛生的観点から学校獣医師が指導・助言すべき主な項目をあげるが、飼育状況や環境、疾病動物の症状、学校や地域の状況等を考慮し、随時適切な獣医学的対処を行なうことが求められる。

### (ア) 学校獣医師による支援の内容

動物が人に感染する病原体（人と人以外の脊椎動物の両方が同じ病原体に感染する疾病は「人と動物の共通感染症（共通感染症）」と呼ぶ）を保有している場合、接触等によって周囲に感染症が広がる可能性を否定することはできない。

学校飼育動物からの共通感染症の感染の危険性を避けるために、学校獣医師は公衆衛生学的な知識をもって支援・助言を行う。

#### a 飼育を担当する子どもたち、教員等への助言

飼育動物の習性を知り適切に飼育すれば、動物と良好な関係を築くことができるが、逆に不適切な取り扱い、動物から子ども・教員への被害（外傷、感染症など）の発生の原因ともなり、その結果、動物に対する恐怖や嫌悪感を抱かせ、学校飼育動物の持つ意味が失われることから、以下の助言が必要である。

- ・動物の習性や飼育方法に関する助言
- ・動物と接触する方法に関する助言
- ・子どもには十分な免疫機能が形成されていない可能性があることに

### 関する助言

- ・健康被害を避けるための、動物の観察のポイントや子どもたちへの指導に関する助言

### b 動物の導入に関する助言

新しく飼育する動物は、飼育しやすく、健康な動物であることが求められる。そのため、学校・教員・子どもに対して以下の助言が必要である。

- ・飼育環境の整備に関する助言
- ・導入動物の健康診断と必要な処置に関する助言
- ・導入初期の別居（検疫）の必要性に関する助言
- ・導入する動物の種類に関する助言

#### ・導入する動物の種類について

一般に、輸入されたリスやネズミ類などのげっ歯目の動物、アライグマなどの小・中型哺乳類、トカゲやカメなどの爬虫類など、従来の一般的な飼育動物とは異なる珍しい動物をエキゾチックアニマルという。これらの動物は捕獲された野生動物である場合があり、野生状態において各種の共通感染症の病原体を保有している可能性があるが、研究・調査は、世界的にも十分に行われておらず、適切な診断、検査、治療に関する獣医学的知見はきわめて不足している。また、人が感染した場合も、診断や治療には特に時間を要することが懸念される。

このように、外来・野生動物由来共通感染症の感染予防の観点から、これらの動物は学校飼育動物や家庭動物として飼育することは不適切である。特にモルモットのようなげっ歯類は実験動物業者等から素性の明らかな動物を導入する必要がある。

### c 飼育環境に関する助言

愛情を持って、動物を衛生的な環境で健康に飼育することは、共通感染症を予防するうえでも重要であることを知らせるとともに、以下のことについての助言が必要である。

- ・定期的な健康診断の必要性に関する助言
- ・飼育環境の整備に関する助言
- ・飼料、給餌、給水に関する助言

- ・外部の動物（イヌ、ネコ、ネズミ、タヌキ、イタチ、カラスなど）の侵入防止に関する助言
- ・ダニ、昆虫等の駆除に関する助言
- ・適切な世話ができる飼育体制に関する助言

d 子供たちの健康保護に関する助言

次の事項は子どもたちの健康に直接影響を与える場合が多いので特に注意する必要がある。いずれも、日常の衛生習慣として身につけさせることが望まれる。

- ・マスク、作業着、帽子、長靴などの使用目的と使用方法に関する助言
- ・飼育場所の清掃方法と頻度に関する助言
- ・排泄物の廃棄方法に関する助言
- ・手洗いの目的と方法、および手洗い設備の整備に関する助言

動物が病気を持っていたとしても、動物との接触後の手洗いの励行によって感染の危険性を大きく低下させることができる。手洗いは、通常の石鹸（または消毒用石鹸）と水道水を利用する方法で十分な効果が期待できる。石鹸がないときは水道水だけでもよい。特に、引っ掻き傷や咬傷を受けた場合は、すぐに大量の水道水を流したまま石けんでよく洗い、消毒薬を塗布し、傷口の状態により必要に応じて医師の診察を受けるべきである。

e 疾病動物の取扱いに関する助言と支援

動物の健康状態が悪化した場合、学校獣医師には、他の動物、人への感染の可能性も含めて獣医学的な見地からの助言・支援が求められる。

- ・罹患動物を健康動物から隔離する必要性に関する助言
- ・要請に応じた診断、治療に関する助言・支援

f 出産に関する助言と支援

学校では、原則として飼育数を決めて増やさないように飼育するべきであり、出産に関しては以下の助言・支援が必要である。

- ・管理された計画的な出産に関する助言
- ・必要に応じて、分娩介助、母体保護、育児環境整備に関する助言・支援

- ・必要に応じて、胎盤等、分娩時の排泄物の衛生的処理、または処理法についての助言・支援

g 動物の死亡時における助言と支援

飼育動物が死亡した場合、死体の処理等に関して助言・支援を求められる場合がある。

- ・死体の処置方法に関する助言・支援（必要に応じて検案を行う。）
- ・死因の診断と説明（子どもが「死」を受け入れ、飼育に関する改善点を検討するため）
- ・飼育動物の集団死や異常死を発見した場合の診断や原因の確定
- ・死亡動物の診断や死体処理等に関して、必要な場合は家畜保健衛生所や保健所への支援要請

(イ) 共通感染症対策

一般に、共通感染症対策の基本は

- ・病原巣／感染源となる動物対策
- ・病原巣／感染源動物から人への病原体の伝播対策
- ・動物取扱者等に対する対策

の3点とされる。

これらを学校飼育動物における共通感染症対策としてまとめると次のようになるが、これらは、特に専門的な獣医学的・公衆衛生学的知識がなくても理解することができる。このため、学校獣医師が教員や子どもたちにこれらのことを助言することによって、両者が同じ認識を持ち、より効果的な共通感染症対策を行うことが可能となる。

a 動物対策

学校獣医師は、学校飼育動物の導入から死亡にいたるまで、疾病発症予防及び定期的な健康診断等による早期診断、治療など、時に応じた助言、支援を行う。

特に傷病動物の診察時には、感染の発生に配慮し、同居動物の状況を把握して適切に助言を行い、飼育施設におけるまん延を防止することが重要である。また、共通感染症の発生には特に注意する必要がある。

飼育動物が家畜伝染病予防法または感染症法で届出対象とされている疾病に感染したことが疑われる場合には、速やかに家畜保健衛生所又は保健所に届け出るなど、法律にしたがって対処しなければならない。

飼育動物に対して予防接種が必要と考えられる場合は、学校に対して



助言する。動物用ワクチンの多くは動物固有の疾病に対するもので、必ずしも共通感染症予防のためのものではない。しかし動物の健康管理に有効であり、子どもたちや教員の健康に対する悪影響を防ぐことにつながる。

エキゾチックアニマル、野生動物及びサル類は飼育すべきではない。これらの動物の多くは野生または野生由来であり、感染症の発生に関してあらかじめ対策を立てることはできないためである。

#### b 伝播対策

動物から人への感染（伝播）経路としては、直接伝播（接触伝播、咬傷や創傷等の外傷による伝播、汚染粉塵の吸入による伝播、手指等に着した糞便が無意識に経口的に侵入する糞口伝播など）と間接伝播（ダニや蚊などが媒介する伝播、環境伝播など）があげられる。

これらの伝播経路を念頭に置き、飼育動物から病原体が子どもたちや教員等へ伝播する機会を最小限にするため、動物の取り扱い、清掃など飼育環境の衛生管理、飼育担当者の手洗いなどによる衛生対策について指導、助言する。なお、清掃不足等の理由で糞が舞い上がるような場合には、マスク、作業服の着用と清掃の強化を強く助言すること。病原体の伝播は動物の健康管理や衛生的配慮によってきわめて小さなもののできるため、学校および飼育を担当する子どもたちや教員に対して日常的な衛生習慣の確立の重要性を理解できるように説明する。

年少児は手指を口へもってゆくことが多く、これが糞口感染を引き起こすことがあるので、ふれあいや清掃作業の後すぐに手洗いができるように動物飼育施設に隣接して手洗い設備を設けるように助言することは、特に重要である。

#### c 飼育担当者対策

飼育を担当する子どもや教員に対する動物の衛生的な飼育管理、病気に関する知識と情報、人への感染を予防するための衛生管理について助言を行う。この助言による動物の生理・生態に関する正確な理解は、最も効果的な感染予防につながり、また、人と動物の良好な関係を築く上でも大きな意味がある。

白血病など何らかの原因で免疫力（感染抵抗性）の低下が心配される子どもに対しては直接動物に接触させないよう、学校に助言する。

しかし、飼育動物の健康状態が良好で、飼育担当者に動物に関する知

識が十分にあり、動物に顔をつける等の過度の接触を避けてふれあいをする場合、感染症の伝播の可能性はきわめて低い。こうした注意を払ったうえで飼育動物と接することにより、動物飼育による良い影響を与えることができると思われる。

飼育動物に共通感染症が疑われた、または確定した場合には、そのことを直ちに学校に伝え、飼育担当者と周囲の子どもの健康保持のための対策を講じなければならない。必要な場合は医療機関での受診をすすめるべきである。その際、飼育動物の罹患状況について担当医に伝えることも必要である。なお、真菌症は、学校飼育動物からの共通感染症として頻繁に見られるものの一つである。

#### (ウ) 適切な専門家、専門機関の紹介

学校獣医師が学校飼育動物の診療、助言等に関して他の適切な専門家や専門機関の意見を求める必要が生じた場合には、獣医師会等を通じて家畜保健衛生所、保健所等と協議して速やかに対処することが望ましい。

特に、飼育動物の集団死や異常死を発見した場合には、原因の確定と死体の処置方法に関して適切な専門家や専門機関の支援を求めるべきである。

#### (エ) 学校獣医師に対する技術普及

学校獣医師は、最新の獣医学的知識、情報、技術を積極的に取り入れて、飼育動物の衛生と健康の保持と適切な飼育環境の整備を行い、飼育者への健康被害の波及を防ぐことに留意する。

この目的で、学校獣医師は出版物、ホームページ、研修会・講演会、相互の情報の交換等を有効に活用すべきである。

また、獣医師会はこれら学校獣医師に対する技術普及に対して積極的な支援を行うべきである。

#### イ 学校獣医師の動物飼育支援の役割

獣医師は、地域の子どもたちに愛情を基本に生物・科学教育の基礎体験を与えるような動物飼育を実現するために助言・支援をすることのできる専門家である。不適切な飼育で学校が社会から非難されないようにする意味もあり、また子どもと動物の交流を手助けすることは、学校獣医師の役割でもある。

その役割を円滑に果たすためには、教育委員会と獣医師会が連携し、学

校と学校獣医師、そして保護者がお互いに信頼関係を構築し、協力する必要がある。

#### (ア) 学校獣医師の活動内容

学校を支援する獣医師は、それぞれの学校の飼育事情をみて、子どもにより良い影響が出るように課題と改善方法を示す。そして子どもが動物に愛着を持てるような飼育ができるように助言する。

注意する点は、飼育に関する教育を受けていない教員に対し獣医師が学校の飼育の問題点を指摘したまま終わるのではなく、必ず改善方法を助言することである。様々な事情から改善が難しいときは、学校と一緒に悩んで少しでも良い方法を考える。学校に寄り添う立場ということが大事である。

飼育環境や方法を改善する当事者は学校であることを認識し、獣医師は良い方法を示し助言するに留めるべきである。学校が獣医師の助言を非難や圧力と誤解しないように、交流当初は特に注意して、まず信頼関係を構築する。

獣医師と学校の双方にとって無理がない活動内容にすることが重要である。特に、学校は直接診療費を負担しない仕組みにするべきである。学校に費用負担があると、支援体制は活用されないことが多い。獣医師会は様々な支援活動を行うが、多くは教育委員会からの委託事業によるものであり、学校は獣医師会への経費を負担していない。

特に学校の希望があった場合、獣医師の知識と技術をもって、学校の動物のふれあい授業やその他に寄与することもある。飼育学年や飼育委員会の子どもに行うことが多い。動物活用の授業の際には、動物の気持ちや疲れを伝え、接触体験は20分以下に留める。

#### (イ) 学校獣医師の活動目的

- a 「子どもが動物に愛情を感じる飼育」を実現するよう助言・支援する。  
子どもたちが「世話は面倒だけどかわいいから放っておけない」と感じられる飼育にする。
- b 人と動物にとって心地よい環境管理方法を伝える。  
飼育環境の整備のために必要な衛生管理方法を伝える。管理自体は、予算などを考慮して学校が行うことである。

- c 学校が飼育のことで社会から批判を受けないように、随時必要に応じて助言、支援する。

(ウ) 獣医師会による学校獣医師への支援

獣医師会は、学校獣医師の活動を支援するため以下の活動について、学校、教育委員会と連携・調整を行う。

a 相談（相談受付動物病院の紹介等）

学校獣医師は、担当校の飼育事情を実際に把握して助言することになるが、活動開始当初は教育委員会に獣医師会の考え方、相談受付動物病院の名簿や受付方法の資料を示し、校長会などで紹介する必要がある。また、相互の連絡については教員も獣医師も勤務時間が不規則であるため、FAX・メールなどを使う方が良い。学校が動物を連れて来院する際は、前もってお互いの都合を打ち合わせる。また、獣医師は、診療内容の報告を適切に行う。

b 飼育指導

(a) 講習会

連携初年度は、全ての学校から管理者（校長など）や教員を集めて講習会を行うと良い。2年目以降も、教育委員会に獣医師会が協力する形で毎年行うと効果的である。

講習会では、環境衛生と動物愛護の立場から飼育の課題と改善方法等を示すが、何より「学校での飼育の必要性」について、子どもと動物の関係に関する実例、実際に良い効果が出ている学校の事例などを示すと良い。講義の後、教員に動物とのふれあい実習を行い、動物との接触方法等を伝えることも必要である。

(b) 定期訪問

教育委員会と獣医師会が連携・調整して、獣医師の学校訪問活動を年に1～2度行う。訪問活動においては、飼育現場を見ながら校長、教頭、飼育担当教員と交流し、動物飼育の意義、より合理的な飼育方法、衛生環境改善などについて情報提供、意見交換を行うことができる。学校の職員と幅広く交流することで、担当教員が異動しても意思の疎通が図れる。

(c) 飼育支援の連絡会議：支援活動の成果や次年度の活動方法などを、

教育委員会と獣医師会で協議するが、校長会やPTAなどの理解も必要である。

- (d) 授業支援：学校の希望により、獣医師の知識と技術をもって、動物とのふれあい授業やその他の関連する授業を支援する。飼育学年や飼育委員会の子どもに行うことが多い。動物活用の授業の際には、動物の気持ちや疲れを伝え、接触体験は20分以下に止めること。

学校教育において動物飼育を学び実践することは、子どもたちが生命観、動物観、社会観、自然観を育む中で大きな役割を果たすことは、小学校学習指導要領の生活科、道徳で動物飼育を奨励し、動物をやさしく、大切にすることを養うことの必要性について取り上げられており、文部科学省も認める場所である。

しかしながら、学校における学校飼育動物の取り組みは学校教育課程の中で標準化されておらず、このことが動物の不適切な飼育管理が漫然と行われる事例が後を絶たないことにつながっている。

一方、獣医師及び獣医師会の活動についてもボランティア的要素が強く、学校飼育動物活動に対する獣医師の支援は学校教育現場において定着している状況にはない。

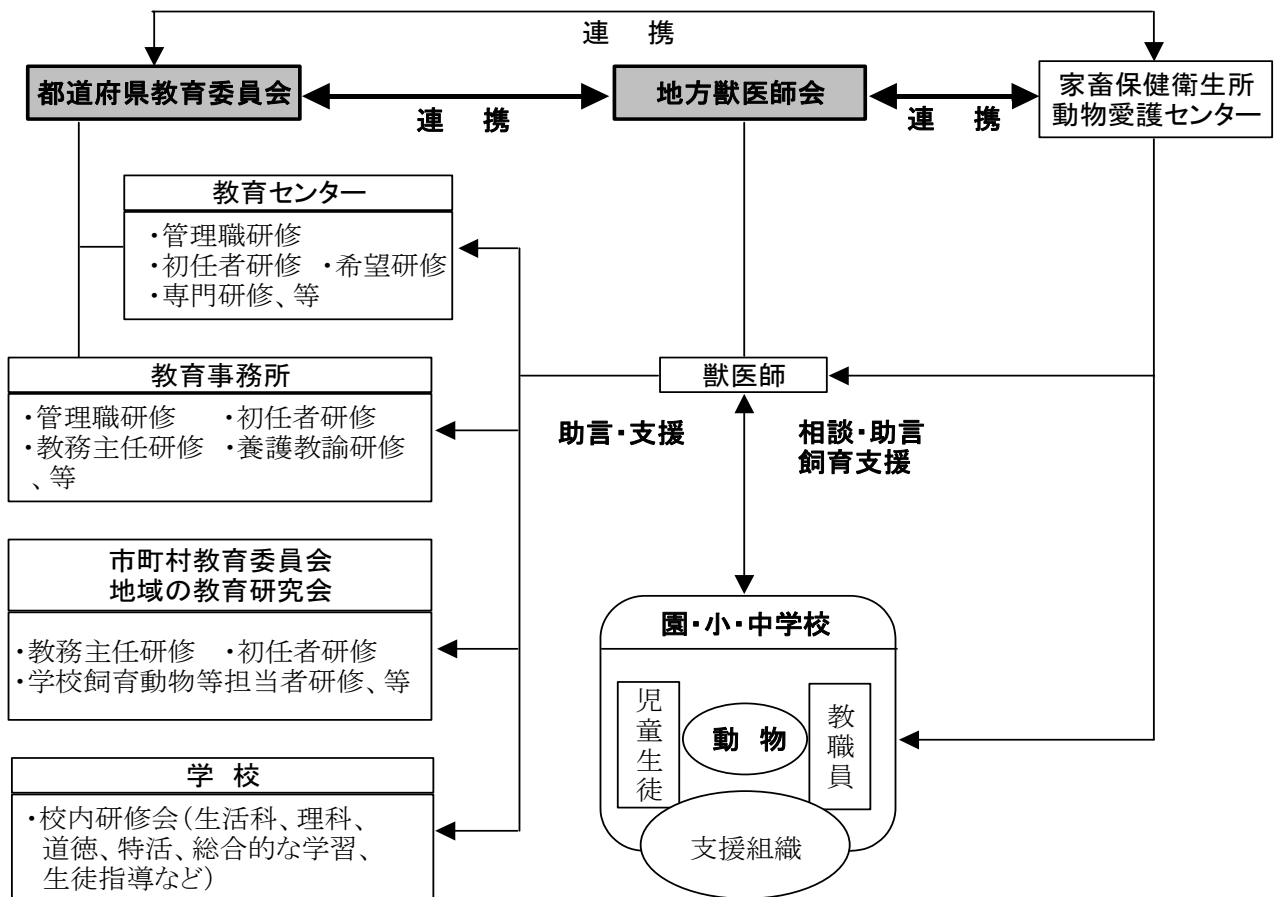
このような状況を改善するためには、学校飼育動物活動を学校教育課程の中で適正に評価し、その体制の整備・充実を図るために、文部科学省が主導的な役割を果たすとともに、地域の教育委員会とこれを支援する獣医師会等関係団体が連携・協力する必要がある。

なお、文部科学省の学校飼育動物活動に関する指導、支援にあたっては、動物愛護の観点については環境省と、共通感染症等公衆衛生の観点については厚生労働省と、家畜衛生の観点については農林水産省と連携して施策を講じるべきである。また、地方においても教育委員会と自治体の動物愛護、公衆衛生及び家畜衛生に係る部署が連携し、獣医師会も交えたネットワークを構築して学校を支援する体制を整備する必要がある。

## ア ネットワークの構築

これまで、それぞれの自治体と地方獣医師会、または個別の獣医師グループと学校などとの間で連携事業が推進されてきているが、情報を共有化し、より一層連携を深めていくためには組織的な取り組みが重要である。そのためには、都道府県教育委員会（政令指定市にあっては市教育委員会）と地方獣医師会が連携し、事業の推進にあたることが望まれる。

教育委員会、学校と獣医師会の連携のイメージ図



## イ ネットワークの活動内容

### (ア) 研修会等の実施

#### a 目的

学校における小動物の飼育及び学習中の動物の取り扱い、動物を取り巻く環境等の現状をふまえ、学校の動物の健全な飼育の条件整備や病気・けが等への対応および授業支援に関する共通理解を通して、学校教育における望ましい動物飼育を推進するとともに、命ある生き物に対する豊かな心を育む教育の推進に資する。

#### b 内容

- ・学校教育における動物飼育の意義及びねらい
- ・学校における小動物等の飼育を通じた「命の教育」及び「豊かな心を育む教育の在り方」の具体化のための手法
- ・学校における小動物の適切な飼育方法と傷病等への対応の在り方
- ・飼育を通しての生き物に関する知識、衛生面の基礎知識などの提供

#### c 実施方法

- ・教育センターが計画して実施する研修会への助言・支援
- ・各教育事務所、市町村教育委員会、地域の教育研究会等が計画して実施する研修会（管理職研修、初任者研修、教務主任研修、幼稚園教諭の初任者研等）への助言・支援
- ・市町村教育委員会、地域の教育研究会等の長期休業期間等における動物飼育担当教員等を対象とした研修会（学校飼育動物等担当教員研修会）への助言・支援
- ・生活科、理科、道徳、特活、総合的な学習の時間、生徒指導等の研修会への助言・支援

#### d 実施の手順

- (a) 教育センター、教育事務所、市町村教育委員会等および学校で実施する研修計画に動物飼育に関する内容を取り入れることの働きかけ
- (b) 「学校飼育動物等担当者研修会」開催とその内容等の助言・支援についての市町村教育委員会、地域の教育研究会等への働きかけ
- (c) 研修会等の期日決定に伴う獣医師との連絡・調整
- (d) 研修会等の内容・方法等の協議及び決定
- (e) 研修プログラムの作成、実施及び実施した研修プログラムの評価

(イ) 適正飼育の体制整備

a 学校

- ・ 校長を中心とした動物飼育に関する指導体制の構築が必要である。
- ・ 年度ごとの学校・学年・学級経営方針の中に飼育動物の関する事項を取り上げ、学校全体で意思統一を図ることが大切である。

b 獣医師との協力関係

- ・ 日常の飼育管理について、常に獣医師に相談できるような体制を市町村教育委員会単位で構築する必要がある。

c 適正飼育のための予算の確保

- ・ 学校飼育動物対策の適正な飼育のために獣医師が関与するにあたっては、行政から予算措置が講じられることが重要である。地方獣医師会と市町村教育委員会とが委託契約等を締結すると、学校は獣医師に相談しやすくなる。
- ・ 鳥インフルエンザの発生以降、学校飼育動物の衛生管理等に対する関心は高まっている。学校の危機管理という面からも、教育委員会及び自治体は、学校における適正な動物飼育を支援するため、獣医師が参画した協議会等を設置し、学校飼育動物への獣医師の支援を得るために必要な予算措置を確保することが求められる。



## ア 経 緯

各地での学校飼育動物活動が報告されるようになった中、当時八戸市議会議員でもあった三八支部獣医師会の山内正孝会長が八戸市議会で学校飼育動物に関する一般質問を行ったことから、平成 11 年 6 月、動物飼育研修講座を開催することとなった。

そこで初めて教育行政と獣医師会の関わりが生まれ、平成 12 年度には八戸市教育委員会から学校飼育動物支援システム策定委託事業を受けて業務推進委員会が開催され、同支援システム骨子案の作成のための協議が重ねられた。

一方で獣医師会と教育委員会は、合同で市内の小中学校を訪問して飼育管理の現状の調査とアンケートを行った。このアンケート結果から、衛生管理・死体の処理の問題、飼育管理方法、動物の病気やけがの問題、人と動物の共通感染症への不安などについて獣医師のアドバイスが必要であるという問題点が明らかになったため、八戸市に対してこれらを取りまとめた「学校飼育動物飼育施設の状況並びに管理状況の調査報告書」を作成、提出し、獣医師会が支援可能なシステムの提案を行った。

また、事業を継続的なものにするために獣医師の処遇面について公務災害の補償問題の検討を行ったところ、学校保健法等により獣医師を処遇することができないため、地方公務員法を適用して八戸市非常勤職員という形で公務災害の補償ができるように要綱の中で配慮していただくこととなった。

これらの活動を経て、平成 13 年度に学校飼育動物支援システム策定事業を立ち上げることとなった。3 年をかけてようやくシステムが稼働したのである。

## イ 事業内容と学校飼育動物活動

事業の内容は、非常勤職員として委嘱された獣医師が担当校を年 1 回訪問して行う学校飼育動物とのふれあい指導や、教員、飼育委員会の子どもを対象にした学校飼育動物の適切な飼育管理方法の指導と助言である。その対象となる学校等は八戸市内の小中学校全 48 校と幼稚園 1 園であるが、このうち小中学校は希望校ではなく八戸市内の全校であり、全ての学校が足並みを揃えて活動を行うことは非常に難しく、教育委員会の方々は並々な

らぬ苦勞があったとのことである。

現在、委嘱獣医師は9名、任期は1年で、報酬は1校あたり13,000円となっている。平成15年までは診療報酬込みであったが、現在は獣医師会で年間の予算を組んでいるため、診療費は三八支部獣医師会から獣医師に支払われる。

また、学校飼育動物活動の年間スケジュールは以下のとおりである。

5月：委嘱状交付式・・・教育委員会と学校獣医師による協議

6月：教育委員会、各学校の飼育担当の教員、学校獣医師代表1名による事業説明会を実施

8月：学校飼育動物「ふれあい指導」担当者事前研修会を実施。「ふれあい指導」計画案を持ち寄って担当獣医師と協議。

9～10月：各担当校を回りふれあい指導を実施。全ての担当校を回り終えた後、報告書を教育委員会に提出。その後、学校獣医師のみの事後研修会、飼育担当教員と学校獣医師、教育委員会合同の研修会を実施。

2月頃：教育委員会、担当教員、PTA、学校獣医師各代表が集まり、「学校飼育動物支援ネットワーク協議会」を開催し、成果と課題について検討

#### ウ 今後の課題

八戸市で学校獣医師制度が開始されて5年が経過したが、各校にまだまだ温度差が感じられる。学校飼育動物活動は校長の意欲に左右される現状にあり、校長に学校飼育動物の意義を理解していただくことがこの活動の発展への第一歩だと感じている。

また、八戸市三八支部獣医師会では学校飼育動物管理マニュアルを作成し、各校に配布する予定である。

平成17年には、市民公開講座を開催し、文科省の永田先生、筑波大附属小学校の森田先生、群馬県獣医師会の桑原先生に講演をしていただいた。今年度も教員やPTA並びに獣医師にむけたセミナーを開催したいと考えている。

近隣の支部獣医師会の中には八戸市における学校獣医師制度の具体的な活動内容を知らない支部もあるので、活動の内容・成果・課題を外部に発信していくことが重要と考える。

他の課題として、学校獣医師の確保の問題がある。対応獣医師をさらに増員し、ふれあい指導は2人体制で実施したり、幼稚園へのふれあい指導

も実施していきたいと考えている。また、子どものアレルギー問題、長期休日の世話の問題、飼育舎の問題等様々な課題がある。飼育舎改善や年間のえさ代などは、少しずつ、この活動が社会的に認知されていけば、予算化が容易になると思われる。

## エ まとめ

今後、ますます少子化、核家族化が進むと、年下の子どもの面倒をみたり、お年寄りをいたわるなどの機会が少なくなると思われる。動物の適切な飼い方を教え、「いのち」を認識させるお手伝いができるのも、専門知識を持った獣医師であると思う。

八戸市では教育委員会の方々が熱心だったこともあり、活動が割合スムーズに進んだが、教育委員会、学校、獣医師会による三位一体の協力がなくてはこの活動の成功はありえない。

獣医師はあくまでもサポート役であり、介入の仕方も学校によって変える必要があると思う。獣医師からの押し付けではなく、学校から求められる学校獣医師制度の全国的な確立を目指したい。

## ア 経緯

平成 10 年秋、栃木県教育委員会から、「地域の獣医師との連携に関する開かれた学校づくり推進モデル事業」を実施するにあたり獣医師を教育現場に派遣して欲しい旨、県獣医師会に依頼があった。隣の群馬県において学校に獣医師を置く旨の内容の記事が全国紙に掲載されたことも大いに関係していたものと思われるが、我々も故塚田元栃木県獣医師会会長の肝いりで同様のことを進めようとしていた矢先のことであり、双方の意図が合致し事業が開始された。

この事業は、平成 11 年 4 月より県南、佐野市内 13 校の小学校をモデル校として、3 年間の委託事業として始まった。開始 2 年後の平成 13 年 4 月には 2 年間のモデル事業が評価され、県内 8 教育事務所の市町に拡大された。

事業の内容は、夏休み、冬休みの長期休暇前に学校へ訪問し、季節による飼育管理の違いや注意点を指導したり、1,2 年生の生活科授業へ参加してウサギやモルモットに触れさせ、また抱かせて聴診させることにより生命の尊さ、弱者への思いやりを体感させたりした。

また、これに並行して、毎年獣医師を始め教育関係者、一般県民に理解

認知してもらうため、市民公開講座及びシンポジウムを開催している。

平成 15 年 10 月に学校飼育動物についてのトラブルが地元紙に大きく報道されたことをきっかけに、県教育委員会は、子どもたちへの指導、教育も大切であるが学校の飼育担当教員に研修をさせることも重要であるとし、県としてはこの委託事業を平成 15 年度で取りやめ、平成 16 年度から『小学校小動物飼育指導担当教員研修会』へと方向転換した。これに伴い、全県下 15 地区で 430 名の教職員が研修会に参加し、委員会編集の『子どもを育てる学校動物』を教科書として研修している。

## イ 現 状

現在、県獣医師会が行っている事業は、

### (ア)『小学校小動物飼育指導担当教員研修会』を開催

県教委と委託契約を交わし、夏休み中の 7 月末から 8 月にかけて、教職員向けに研修会を開催。

県下 15 地区、1 地区 6~7 名の獣医師が参加し、前半をウサギ、ニワトリ、モルモットなどの飼育管理、疾病等講義。後半を子どもたちと同じくふれあい教室にし、触れる、抱く、聴診する等、体験活動をしてもらっている。

### (イ) 各市町との独自委託契約事業

平成 14 年の佐野市を始め、現在 7 市町 (87 校) と独自に委託契約し、訪問指導、ふれあい教室を内容とした委託事業を行っている。

各支部が担当をしており、各支部の裁量で実施している。(委託窓口は県獣医師会)

## ウ 課 題

我々獣医師もそうであるが、訪問した学校、研修会に参加された教員にアンケートを取ってみたところ、まだまだ学校でなぜ動物を飼っているのか、また飼う意義は何なのかを理解していない方が多い。

この事業は、日本の未来を背負っていく子どもたちのためのものと理解し、獣医師、教育界共に連携を更に強めるべきではないか。

## エ 今後の方向

栃木県教育委員会の委託事業では平成 18 年度は平成 16,17 年度と同じく教員研修事業が継続されるが、平成 19 年度以降、どのように展開する

かは未定である。県獣医師会としては、各市町との委託契約を継続し、さらに新たな市町との委託契約を進めたいと思っている。

また、平成 11 年度から平成 15 年度まで行ったモデル事業で、県内の約半数の小学校を訪問できたが、残りの半数の学校にも 5 年~10 年かかろうと訪問指導をしたいと思っている（経費は県獣医師会負担）。しかし、この 2 年声を掛けていたが、反応は鈍い。

## オ まとめ

現在まで栃木県教育委員会と連携して何とか本事業を推進してきたが、各市町と委託契約をしている支部の獣医師の中には、飼育管理指導をしてもなかなか改善がされない、担当者が変わると同じ事を毎回言わなければならない、管理職の理解が乏しいなどの不平が口をつく。我々の更なる努力も必要とは思いますが、個人の獣医師の力でこの事業を発展させるのにも限界があるのではないかと。学校獣医師制度を確立して、トップダウン方式で事を進めるべきではないかと思う。

また、国立教育政策研究所の鳩貝先生の話にもあるが、学校で動物を飼うことは素晴らしい事だということを日本から発信すべきではないだろうか。

農耕民族が愛し、育て、共に生きる動物との文化、遊牧民族と違った考えで触れあうのも当たり前ではないのか。

## ア 契約に至るまでの経過

群馬県獣医師会では平成 7 年、学校飼育動物に関する係を動物保護管理部会内に設置した。平成 10 年には野生動物と学校飼育動物のことだけを扱う学校動物愛護指導委員会を発足させ、現在では専門委員会となっている。

学校飼育動物についての事業方針は、治療が主ではなく動物ふれあい教室を主体に、飼育指導を重視して対応する事業目標と事業計画書を作成した。また、県獣医師会員へのアンケート調査と学校の現状調査やアンケート調査を行い、事業展開の基礎資料を作成した。この資料を基に群馬県学校動物愛護指導事業の基本活動方針を立て、各担当行政機関、県議会議員、県知事へのアプローチを展開した。この事業案は、多くの会員と県担当部局の賛同協力を得ることができ、県議会議員の支持協力、知事施政方針と合致したため委託事業の契約に至った。

## イ 現 状

委員会では、学校飼育動物を通じて情操教育の一環として、動物と遊びながら五感を刺激して感性の発達を促し、実体験を通じて豊かな心とやさしい気持ち、命の大切さ等を伝えていきたいと思っている。

学校飼育動物に関わる事業を円滑に進めて行くにあたり、委員会で「ふれあい」と題した小冊子と「ふれあい指導案」、「ふれあい実施マニュアル」、「エキゾチックス診療ガイド」等の指導書を作成し、この内容を基本に学校訪問で動物ふれあい教室を中心とした T.T(ティーム ティーチング)方式授業を実施している。

平成 10 年の事業開始当初より、各方面より予想を上回る反響と評価を受け、その結果としてピーク時の平成 14 年は群馬県委託事業費 1,660 万円が予算化された。これに群馬県獣医師会担当委員会予算 990 万円を合わせて活動した。平成 11 年度からは、幼稚園・保育所においても、「動物ふれあい教室」を実施する事になった。

平成 17 年の県委託事業費は 1,460 万円、委員会事業費 541 万円で、対象施設は全県下 340 校中の小学校 252 校、幼稚園、保育所 163 園を対象に実施した。事業実績は年間訪問回数合計 564 回、動物ふれあい教室授業を 363 回開催した。延べ獣医師派遣数 1,668 人、治療件数 116 件で 123 万円であった。

この大切な子ども達の教育の一端を担うことになった我々獣医師（参加開業獣医師 139 名）は責任の大きさを痛感し、一生懸命取り組んでいる。

## ウ 課 題

事業契約では、学校が希望すれば何度でも動物ふれあい教室を実施でき、積極的に取り組んでいる学校にとってはとても有意義で特徴的な事業である。しかし、実施が単発になってしまう傾向があり、動物ふれあい教室授業が終わると動物とのふれあい活動がほとんど行われなくなり、愛情飼育が定着していない現状が見られる。

課題として以下の点が挙げられる。

(ア) 小学校職員の飼育に関する知識が乏しく、動物の飼育環境が劣悪な学校も少なくない。動物を飼育すること事態に悩んでいる教員が多い。

(イ) 飼育動物を生活科や理科、道徳等の授業で活用する頻度が少なく、授業で活用するための知識や経験を有する教員が少ない。したがって、生きた教材として生命尊重教育を視点に動物の力を教育に活用できていな

い。

(ウ) 教員が積極的に動物とのふれあい指導についてのノウハウを得ようとする姿勢が少ないと見受けられる。また、必要なときだけ獣医師に任せればよいという学校もあり、感性を育てる飼育体験を教育計画に取り入れられていない。

(エ) 疾病予防や、人と動物の共通感染症対策等の配慮が不十分である。

(オ) 獣医師の指導力の向上が望まれる。

(カ) 獣医師会員が全員参加型の事業形態でない。

## エ 今後の方向

学校での動物飼育は、学校に適した飼育基準や飼育管理指導基準もなく適切な飼育を行う事が難しく、飼育環境が悪化し不衛生な環境で飼育されている学校が少なくない。このような状況で、学校教育の中で我々獣医師の果たすべき使命は、動物の健康管理や飼育環境の改善、治療等を行うとともに、子どもたちへの保健衛生指導や動物護指導を行う事である。

また、幼児教育や小学校低学年で身近な愛情飼育を充実させ、教育計画に基づき動物飼育を食農・食育教育に発展させ、動物の尊い命をいただいて私たち人間が生きていられる事を理解させる生命尊重教育の指導も、獣医師にとって大切な役割であると考えている。

## オ まとめ

小学校では、子どもの動物観の特徴を考慮し、飼育動物の正しい接し方や衛生的な飼養管理について、学校全体の教育計画に位置づける必要がある。その中で、年齢、体力、地域環境に応じて動物種を選択し、飼育頭数や飼育年数を定めることが望ましい。また、子どもたちが日常的に動物とふれあい、楽しい時間を共有できるような環境整備を行うことが必要である。こうした飼育実践を基本とした上で、生活科及び理科、道徳等の授業の中で、動物愛護や生命尊重の心を育む教育を実施し指導教案を構築していく必要がある。

動物愛護法では「学校、福祉施設等における飼養および管理について、管理者は動物の飼養及び保管が、獣医師等の十分な知識と飼養経験を有す

る者の指導のもとに行われるように努める」とある。また、今年の改正では、動物愛護の普及啓発推進のための教育活動が行われる場所を、「学校、地域、家庭等」と明記された。このことを学校は周知徹底し、学校における飼育動物の適正な飼育と教育活動での有効な活用を、獣医師とのこまやかな連携の中で推進していくことが重要である。

#### ア 最初に北多摩支部から始まったきっかけ

東京都獣医師会北多摩支部では昭和 57 年当時、会員の病院に時々小学校から主にウサギが子どもたちによって持ち込まれる事例が多く、すべてウサギ同士の喧嘩による化膿創とそのための敗血症であった。持ち込んでくる子どもと動物に心を痛め、当時小学生の親であった会員が中心となって急遽、管内 6 市（保谷市、田無市、小平市、東久留米市、清瀬市、東村山市）の教育委員会に対し以下の事項を申し出て協力を求めた。当時会員は 30 名ほど、対象教育施設数は 116 であった。

##### (ア) 目的

「社会的に理解される目的」が必要との意識で、活動の目的を「健全な飼育が児童の健全育成の一助になるように支援する」と決めた。

##### (イ) 飼育に関する相談を会員の動物病院で受ける

相談料は無料。手術などの高額治療は事前に相談のうえ対処する。このための相談依頼書を下の冊子とともに配布し、半券を学校と獣医師で保存し、記録の基礎とした。

なお、学校は必要に応じて依頼書をコピーできることとした。

##### (ウ) 飼育小冊子配布

飼育を見直すための資料になればと考え、毎学期、飼育法、習性、エピソード、相談の電話番号を書いた「動物通信」を対象教育施設に教育委員会の交換便で配布してもらった。

#### イ 旧保谷市（現西東京市）の学校動物飼育支援

年を追うごとに診療は行っても報告する会員が減少していき支援活動は発展しなかったが、平成 2 年に、保管していた「動物通信」と初期の相談対応記録を保谷市の学校教育部長に提示した。

当時、教育委員会は毎学期交換便に入れてもらった動物通信も獣医師会



の支援も認識しておらず、無料診療では資料も集まらないのは当然と深謝し、委託事業にして予算が付くこととなった。

#### (ア) 予 算

平成 2 年の 8 月から検討が開始され、9 月には具体的な金額の話になった。4 月から 9 月までの半期の会員の相談・診療実績が 25 万円であったため、教育委員会は一年で 50 万円と算定した。

しかし、変動する診療報酬を委託費として予算化できないため、これを会員数と月数で割り、獣医師一人あたり 1 ヶ月 7,000 円の定額として委託契約された。その後、会員の増員があったため、市は 1 校単位で金額を定めて積算する方式をとっている。その後、田無市と合併したときもこの方式を踏襲し、委託費は 19 校で 108 万円になっている。これを 15 名の会員に配布する。

#### (イ) 活動内容

事業名「飼育動物診療及び飼育指導委託契約」

窓口：教育委員会学務課が窓口。市長と保谷市の獣医師代表と契約する。

業務内容：西東京市立小学校で飼育する動物の診療及び飼育指導を行う。学校は費用を負担しない。

活動会員：市と獣医師会の契約なので、全会員に権利と義務がある。

訪問活動については、高齢や体調で免除することがある。

契約書について：活動の目的が書かれておらず、飼育動物の診療と飼育指導のため必要なことをするという簡単な契約書であり、獣医師と学校が直接につながるができる。

飼育指導：初年度（平成 3 年）に講習会を開催した。

定期学校訪問：平成 4 年から教育委員会が希望校をとりまとめて、獣医師が 2 人程度のチームを組んで行っている。全ての学校が訪問指導を希望しており、また季節に応じて、あるいは飼育するクラスが変わるときに複数回の希望がある。訪問時、学校の事情に応じた助言ができる。

授業支援：定期訪問の場合、あるいは学校から飼育委員会や飼育学年に対する飼育導入授業を希望してくる場合は、飼育指導として飼育に携わる学年だけを対象に対応している。

動物の話を 15 分程にして、後の 20 分は教員と子供達が動物を抱く時間に行っている。使う動物は原則として学校、あるいは不足なら近隣の学校から動物を借りてくる。その学校の担当獣医師が手伝いを集めて行う。

事業完了届け：会員の定期訪問の記録と診療・相談記録を期末にまとめ、教育委員会に届ける。これにより、教育委員会は事業費を支払う。

教育委員会との協議：毎年期末の事業完了届けの際に、教育委員会と成果と課題と対策について話しあう。

#### (ウ) 成 果

毎年の学校訪問活動の効果により、飼育舎の現状を把握したうえで、状況に応じた助言ができるため、現在治療件数は減少している。また、生活科や総合、飼育委員会などの授業支援は獣医師にとっても楽しく、心に響く時間となっている。さらに顔が見える獣医師への信頼が構築され、他の地域ではこのところ飼育を止める学校が増えているが、西東京市内では全小学校が動物飼育している。「ふれあい授業」では、子どもたちが動物を抱いた時に見せる様子や、その後質問を沢山出してくる様子などに、動物の効果に疑問を抱いていた校長も感激して、「学校担当獣医師がいる西東京だからできる」と、総合や生活科などの教育課程に位置づけるところが増えている。動物を丁寧に飼ってもらうには、学校での飼育が教育に役立つ、すなわち教科に位置づけることが重要であるので、飼育指導の一環としての「飼育導入授業・ふれあい授業」を支援することは、動物が大事な獣医師にとっても良い方向だと考えている。

#### (エ) 課 題

学校によっては、校長が交代すると獣医師や飼育への対応が変わることがある。また、獣医師も学校に遠慮して必要なことを言わない、あるいは助言の仕方がわからない時がある。

そのため、校長・副校長を含めて動物飼育に関する教員研修を獣医師会員が関わって行い、共通の理解を得ることが重要であるが、西東京では議員の力を借りてようやく平成 18 年度に 15 年ぶりに教員研修が行われることになった。

獣医師会が期末に報告する際、書類を届けるだけでは教育委員会は飼育の重要性と獣医師の支援の意味を理解できないと考えられる。教育委

員会との連絡あるいは、教員研修に教育委員会も参加することが重要と考えられる。

#### (オ) まとめ

西東京市の獣医師は、学校獣医師という社会貢献活動を通して、教員や子どもたちに感謝されながら楽しい機会を得ており、このことを通じて会員は仲良くまとまっている。

#### ア 経緯

新潟県獣医師会新潟支部と新潟市教育委員会は、学校で飼育される動物に対する様々な問題点について共通の認識を持ち、それを解決するために平成5年から検討会議を開き、新潟市における飼育動物の実態調査、診療実績調査を行った。

その結果、飼育の実態は必ずしも動物の生理、生態を考慮した飼育とは言いがたく、また疾病等の治療においては獣医師の無料診療に依存していることが判明した。これらの問題を解決し、より良い飼育環境と子どもたちへのより良い教育的効果を得るために、平成6年度から飼育動物診療・飼育指導委託契約を結び、学校飼育動物診療事業を開始した。実施後、健康診断の要望が学校側から多く聞かれたため、平成9年度からは訪問による健康診断を加え、飼育動物診療・健康診断・飼育指導委託契約として実施された。

平成17年、新潟市は近隣12市町村との広域合併を行い人口81万人となり、平成19年には政令指定都市移行を目指している。合併に伴う前提として、従来の市民等へのサービスは均等に維持することとされ、合併される市町村の小学校に対しても学校飼育動物に対する取り組みが行われることになった。平成17年度から新潟県獣医師会と新潟市教育委員会が委託契約を結び委託料等の見直しを行い、学校飼育動物支援事業が実施されるに至った。

#### イ 現状

獣医師会は本事業の協力病院を募り、各校に対する担当動物病院を決め、事業を実施し、年間の診療と健康診断の結果をまとめ教育委員会に報告する。市は年1回の教員に対する学校飼育動物に関する研修会を開催するとともに、年間の診療と健康診断の報告を受けた後、委託契約料を支払う。

担当動物病院の役割は市内 118 校の動物を飼育する小・中・養護学校・幼稚園を 45 動物病院で担当し、担当校の飼育動物の疾病の治療、飼育に関する相談指導、年 1 回の訪問による飼育動物の健康診断と飼育を担当する子どもたちへの飼育・ふれあい方指導、保健衛生指導を全校に行っている。

獣医師会は担当動物病院へ診療と健康診断の実績に応じ協力費を支給、年 1 回行われる教育委員会主催の学校飼育動物研修会に講師派遣、希望校での生活科等のふれあい授業の実施、日本動物愛護協会と協力し、ふれあい動物教室と健康診断時に調査された飼育動物管理調査をもとに飼育優良校の表彰を実施している。また、新潟大学教育人間科学部の要請により、生活科教育法の集中講義に講師を派遣し、教員養成課程において動物飼育に関する講義とふれあい実習を行っている。

新潟市が学校で動物を飼育するに当たり健康管理、疾病の治療、衛生管理・保健衛生指導、動物愛護指導等のために必要と認めた金額が 3,232,020 円、1 校当たり 27,390 円であった。診療費は、1 件 3 万円までは無料診療として契約内で処理されるが、3 万円を超える高額診療や鳥インフルエンザ、ニューカッスル病等の発生時の診療や予防処置については契約外の診療として別途新潟市に請求する契約となっている。

## ウ 課 題

委託契約書が改正され、損害の賠償等について定められたため、今後は事業の実施に当たり、社会的な責任を自覚し事故や伝染病等についての対応も必要であり、近隣の養鶏場への被害も懸念されるニューカッスル病の予防対策や、人と動物の共通感染症の子どもたちへの感染等に対する予防対策については、早急な対応が必要だと考えられる。人から人への病気は医療、動物から動物への病気は獣医療であるが、動物から人、人から動物への病気をどのように医療と獣医療が連携していくのか、獣医療の中で公衆衛生、家畜衛生、小動物臨床がどのように協力し、連携していくのかが今後の課題と考えられる。また子どもたちの身体の健康を心配するあまり、心の健康がおろそかにすることがあってはならず、学校に係わる獣医師は単に病気の治療や予防を担当するだけでなく、子どもたちや教員への健康に配慮し、動物飼育が教育目的であることに着目し、獣医事の基本である生命の尊重についても生徒たちにより良い影響を及ぼす存在である様に努力することが望まれる。

## エ 今後の方向

新潟市の予算の確保には、他県の実例や 10 年間の実績が考慮され、比較的適正と思われる額の委託契約料となった。新潟市における学校飼育動物支援事業は新しい段階に入り、これからはより社会からの要望も高まりつつそれに伴う責任も重大となっており、支援事業を行う協力獣医師の姿勢も問われるところである。将来を担う子どもたちへより良い影響を及ぼす存在であるよう、獣医師は一丸となってその資質の向上と知識の習得に当たるように努力することが望まれる。

獣医師の役割は、動物をどのように管理することで動物が健康でいられるか、動物とどのように接することが子どもたちや動物にとって望ましいかなどを指導する立場であり、子どもの健康を守るためには獣医師会と行政だけではなく保護者会、医師会、動物愛護団体等との連携ができたときに始めて効果的な対応ができるのではないかと考える。

## オ まとめ

学校での動物飼育は、毎年変わる不特定の初心者である子どもたちによる飼育と、飼育の経験と知識の不足する教員の指導、予算不足などによる飼育環境の悪化から不衛生な環境での飼育が行われる可能性があるため、子どもたちへの身体と心の健康への影響が心配されている。新潟市では平成 6 年から委託契約による学校飼育動物支援事業を行っており、10 年以上にわたる飼育指導、健康診断、疾病の治療等の成果が上がり、飼育環境の大幅な改善や子どもたちのふれあい活動も活発に行われており、疾病の発生率等においても大きな改善が見られている。

しかし、新潟県内においては獣医師が飼育を支える連携地域と非連携地域での飼育状況においては大きな差があり、また、疾病発生時における受診率においても大きな差があり、病気になりながら治療も受けられないという現実があることから、早期の全県下における連携体制の確立が望まれている。全国の非連携地域においても同様の状況と考えられる。動物の正しい健康管理、病気の予防、治療、飼育環境の改善等は、獣医師が指導すべきであり、子どもたちへの保健衛生指導や、飼育動物の衛生管理、動物愛護指導は我々獣医師の使命でもある。子どもの健康は学校保健法により、医師、歯科医師、薬剤師の学校三師が守っているが動物の健康の専門家は獣医師であり、動物の正しい健康管理、動物の病気の予防、治療、飼育環境の改善等はわれわれ獣医師が指導すべきであり、そのための学校獣医師の制度化が強く望まれる。

## ア 群馬県からの衝撃

平成 10 年 3 月 25 日の「子どもを育てるなら群馬県」という全国紙の全面広告は、福岡県獣医師会に少なからず衝撃を与えた。

それから間もなく開かれた理事会において、藏内福岡県獣医師会長（現日獣副会長）は、前述の群馬県の新聞広告を見たかどうか理事に問いかけ、学校飼育動物に関する福岡県内における状況や獣医師としての関わりについての意見が求められた。私は当時まだ自分の子どもが小学校に通っており、飼育方法や傷病動物の治療について学校から相談を受けることが多く、またゲストティーチャーとして理科や総合学習の授業に入ることもあったため、「学校の先生方は相談するところがなくて困っており予算もないらしい。子どもたちも病気になった動物を前に心を痛めている。」旨を発言した。

## イ 学校動物愛護モデル体験活動事業

それから数ヶ月後、支部長から私に、福岡県内の小学校では学校飼育動物に関する積極的な対応が困難な状況にあるため、学校動物愛護モデル体験活動事業を実施することとしたので私を担当獣医師に委嘱したい旨、電話があった。

その後、福岡県教育委員会の義務教育課長と福岡県獣医師会長の間で覚え書きが交わされ連携事業が始まったが、小学校も獣医師も現場は何をすれば良いのかよくわからないままの開始であった。実際には、私と同じように近くの小学校や幼稚園、保育園などから相談を受けていた獣医師はたくさんおり、始まってみると各モデル校への教員からの評価は高かった。平成 13 年度から事業の名称が変わったものの、結局、モデル校事業は平成 15 年度まで継続された。

このような状況の中で、獣医師が学校飼育動物に関わっていく立場を明確にし、福岡県での連携事業をより質の高いものにしていくために、福岡県獣医師会内の専門委員会設置規定に基づき平成 14 年度に学校飼育動物専門委員会(委員会)が設置された。

## ウ 教員研修会の共催

第一回の委員会で話し合われた内容は、モデル校方式での活動では獣医師会が学校飼育動物の支援をしていることが福岡県全体に広がらないのではないかと、ということであった。そこでまず、獣医師会会員がモデル校以外でどの程度学校飼育動物に関わっているのか、アンケート調査を実施し

た。

アンケート回答者の**82%**（**105名**）は、診療依頼や相談を受けたことがあるという結果であったが、福岡県内には約**250名**の小動物開業者がいるため、少なく見積もっても約半数の獣医師が何らかの形で学校飼育動物との関わりを持っていることがうかがえ、中には**1人**の獣医師が複数の学校から相談を受けている事例もあった。しかし、福岡県教育委員会の管轄下に約**700校**、福岡市に約**200校**の小学校があることを考えると、獣医師に相談している学校は**20%**にも満たないという結果になる。

この状況を打破するために考えられたのが教員を対象にした研修会の開催であった。講師には、文部科学省から日置光久先生、獣医師として中川美穂子先生を招聘し、教員の参加を促すために福岡県教育委員会に協力依頼を行ったところ、協議の中で思いがけずに福岡県教育委員会との共催で研修会を開催することができるようになった。研修会は会場の関係から参加人数を制限したが、結果として教員は約**145名**、動物愛護推進員と獣医師は約**100名**が参加した。この研修会の共催を通じて福岡県教育委員会と福岡県獣医師会の信頼関係は深まり、研修会開催時に行われたアンケートに答える形で学校飼育動物相談窓口が設置され、現在は**38**の動物病院が窓口になっている。

さらに平成**17**年度からは、教育事務所ごとの教員研修にあらかじめ学校飼育動物に関する内容を組み込むように、研修実施の前年度末には福岡県教育委員会から通知を出していただくようになった。

## エ 教員研修と獣医師研修

前述したように毎年**12**月から**1**月にかけて、福岡県教育委員会から各教育事務所や市町村の教育委員会あてに、学校飼育動物に関する研修会を年間計画の中に組み込んでほしいという文書が出される。この文書を受けて研修会が計画されるのであるが、対象者や研修の内容は様々であり、校長研修もあれば教頭研修、教務主任研修、担当者研修もある。

現在のところ、この研修会の講師は学校飼育動物専門委員会の委員が担当しており、平成**17**年度には**7カ所**で研修会が開催された。研修の対象者が様々であるために担当の獣医師は頭を悩ませながらも担当指導主事の教員と連絡を取りつつ計画を練り上げ、研修に臨んでいる。大変ではあるが、この過程を結構楽しんでいる委員もいる。

平成**18**年度もすでに**2カ所**での依頼が来ている（平成**18**年**3**月現在）ので、教員研修を通じての種まきがうまく進み始めたのではないかと思う。

ただ、獣医師会内部に目を向けると、まだまだ獣医師間での共通理解を得るには至っていないのではないかとも思われる。支部によっては支部内に委員会を立ち上げ、取り組みをはじめようとしているところもあるが、個々の獣医師がすぐに学校や園に出かけて助言や指導ができるかと問われれば、残念ながら対応できる獣医師の数はまだ少ないと言わざるを得ない。学校獣医師制度の制定を目指すのであれば、獣医師側の研修の充実が急がれる。

#### オ 動物介在教育と動物愛護教育

動愛法の改正により、学校や家庭は動物愛護の教育活動の場として明記されたが、動物の福祉を目的とする動物の愛護管理の教育と学校にいる動物の飼育体験を、子どもたちの教育にどう位置づけ獣医師が支援していくかという問題は、同じ獣医師が関わるにしても違った視点が必要になる。獣医師間での共通理解が必要であり、動物愛護推進協議会との話し合いの場をつくらなければならない。



我が国の将来は、健全な青少年の育成にかかっているが、最近、青少年による、命の軽視とも思える痛ましい事件が後をたたず、学校教育においては、「命の実感や情愛を培う」ための道德教育が強化されてきた。

しかし命の大切さは言葉だけでは伝わらず、体験が必要であり、「幼少期に動物に愛情をかけ、大切な存在として意識してこそ、死の悲しみや命の尊さを理解できるようになる」ことが指摘される等、教育における動物飼育の重要性が認識されてきている。

日本獣医師会は、平成 10 年、文部科学省に「全国の学校の飼育動物を命ある教材として教育に活用すること」を提言し、学校での動物飼育への支援を申し出た。その後も、文部科学省等に対して「心の教育に動物飼育を活用すること」を要請し、一貫して学校での動物飼育の重要性を提言するとともに、平成 17 年には、「動物飼育に関する基礎的教育を教員養成課程にとり入れる」、「地域の獣医師会、教育委員会と行政との連携を推進する」等、学校飼育動物活動の推進の指針を示した「学校飼育動物活動の推進について」を刊行して、支援活動を強化してきた。

そのような状況の中で、平成 19 年 1 月の第 7 回全国学校飼育動物研究会では、「地域の獣医師会の支援を受け、学校で、適正な環境の下で動物飼育を体験した生徒は、体験しなかった生徒に比べて、動物への共感度とともに、人への優しさ（向社会性）が向上していた」ことが報告され、学校の動物飼育体験が「命の教育・思いやりの教育」などの「心の教育」に有用であることが客観的に裏付けられた。

今回の本委員会での検討に当り、地方獣医師会を通じて学校飼育動物活動に関する全国調査を行ったところ、学校飼育動物支援のため、地域の獣医師会がさまざまな活動を実施していることが示された。一方、都道府県獣医師会の約 80%が何らかの支援活動を行っていたにもかかわらず、都道府県の事業を受託した形で事業実施している都道府県獣医師会は約 20%に留まっており、行政の支援のないまま、獣医師会が苦悩している姿が明らかになった。

今後の学校教育においては、心の教育としての動物飼育がより推進される方向にあるが、各地域の子どもたちが、平等に、継続して、獣医師の安定した支援を受けながら、「生きた動物飼育」を体験することにより、自らの心を育むとともに、生命への科学的興味を培うことができるよう、文部科学省、教育委員会および学校関係者に対して以下の 4 点を提言する。

- (1) 学校飼育動物活動の円滑な推進体制を確保するため、「学校獣医師制（学校において学校飼育動物活動の推進の指導・助言に当たる獣医師の配置）」を確立すること
- (2) 学校教育課程における動物飼育の必要性を明確に規定すること
- (3) 教員養成課程、獣医師養成課程に学校飼育動物に関わるカリキュラムを取り入れること
- (4) 学校教育における動物飼育の活用と適正な動物飼育を普及するため、教職員（管理職を含む）への研修を実施すること

小動物臨床部会学校飼育動物委員会委員

## 学校飼育動物活動に関するアンケート集計結果

平成18年7月、地方獣医師会に対して行ったそれぞれの地方獣医師会における学校飼育動物活動に関するアンケート調査結果を以下に示す。

### 1 都道府県獣医師会における学校飼育動物に関係する事業の実施状況 (図1)

実施している	34 (72.3%)
支部または一部(下部組織等)が実施している	4 (6.4%)
実施していない	8 (17.0%)
実施予定進行中	1 (2.1%)

80 38

### 2 都道府県における行政の学校飼育動物に関係する事業の実施状況 (図2)

都道府県として支援事業を実施	10 (21.3%)
一部の市区町村が支援事業を実施	14 (29.8%)
実施していない	22 (46.8%)
実施予定進行中	1 (2.1%)

10

79

### 3 学校飼育動物に関係する事業の内容

[都道府県における事業実施の場合]

ア 学校への「飼育に関する相談窓口」設置(飼育相談や保健衛生相談等)	15
イ 学校飼育動物の無料・実費診療	13
ウ 定期的な全教育施設への訪問指導活動	2
エ 希望施設への訪問活動	10
オ 学校飼育動物を活用した授業への協力	9
カ 学校飼育動物に関する教員研修会に協力	18
キ 学校飼育動物に関する獣医師向け研修会	9
ク 学校飼育動物に関する調査	10

(※ 一都道府県において複数の事業を実施している場合あり)

〔市区町村における事業実施の場合〕

ア	学校への「飼育に関する相談窓口」設置（飼育相談や保健衛生相談等）	82
イ	学校飼育動物の無料・実費診療	66
ウ	定期的な全教育施設への訪問指導活動	56
エ	希望施設への訪問活動	65
オ	学校飼育動物を活用した授業への協力	61
カ	学校飼育動物に関する教員研修会に協力	61
キ	学校飼育動物に関する獣医師向け研修会	32
ク	学校飼育動物に関する調査	36

（※ 一市区町村において複数の事業を実施している場合あり）

